

## 知多市広告入り窓口用封筒の無償提供に関する取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、窓口用封筒の製作及び無償提供に関して、知多市広告掲載要綱（平成21年知多市告示第8号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において「窓口用封筒」とは、市長が発行した各種証明書を市民が持ち帰るために利用する、広告が掲載された封筒をいう。

### (設置)

第3条 無償提供を受けた窓口用封筒は、市役所その他市長が指定する場所に設置するものとする。

### (設置期間)

第4条 窓口用封筒の設置期間を3年以内とし、市長は窓口用封筒の無償提供者（以下「無償提供者」という。）と協議の上、設置期間を定めるものとする。

### (広告主)

第5条 無償提供者が募集する広告主は、法人その他の団体又は個人とする。

### (製作上の注意事項)

第6条 無償提供者は、広告主の募集に当たり自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告の募集者であるような誤解を受けることがないように配慮しなければならない。

2 無償提供者は、広告内容、色、形状等の窓口用封筒の仕様について、事前に市長と協議し、市長の承諾を受けた後に製作しなければならない。

3 無償提供者は、封筒の数量、納品時期、場所等について市長の指示に従うものとする。

4 無償提供者は、市の業務内容を窓口用封筒に掲載する場合は、市長の指示に従うものとする。

### (広告の内容)

第7条 窓口用封筒に掲載できる広告は、要綱第3条及び知多市広告掲載審査基準

(平成21年4月1日施行。以下「審査基準」という。)第2条に定める規定を満たすものとする。

(無償提供希望者の募集)

第8条 無償提供をしようとする者(以下「無償提供希望者」という。)の募集は、市の広報及びホームページによるものとする。

2 無償提供希望者は、知多市広告入り窓口用封筒無償提供申込書(第1号様式)及び知多市広告入り窓口用封筒に関する計画書(第2号様式)に必要書類を添えて、市長が指定する期間内に提出するものとする。

3 前2項に掲げるもののほか、募集について必要な事項は、知多市広告入り窓口封筒の無償提供者募集要項に定めるものとする。

(無償提供者の決定)

第9条 市長は、前条により申し込みを受けたときは、要綱第3条及び審査基準に基づき、無償提供の可否を審査し、無償提供者として採用したとき、又は採用しないことになったときは、知多市広告入り窓口用封筒無償提供者決定通知書(第3号様式)により、無償提供希望者に通知するものとする。

(窓口用封筒の作成)

第10条 窓口用封筒は、無償提供者の責任及び負担で作成するものとする。

2 無償提供者は、窓口用封筒を市長が指定する期日までに、指定する場所に納入するものとする。

(設置の中止)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、窓口用封筒の設置を中止することができる。

(1) 虚偽の申し込みをしたとき。

(2) 書面により無償提供者の取り下げを申し出たとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、市民に提供する窓口用封筒として適当でないと認められるとき。

2 前項の規定により窓口用封筒の設置を中止した場合においては、市長は無償提供者に対し、その賠償の責めを負わない。

(問題発生時の対応)

第12条 無償提供者は、窓口用封筒の内容に関する苦情その他問題が発生したときは、その一切の責任を負い、誠意を持って速やかに解決に努めるものとする。

(確認書の締結)

第13条 市長が無償提供者から窓口用封筒の無償提供を受けるときは、窓口用封筒の製作及び無償提供に関して、市長と無償提供者双方で確認書を取り交わすものとする。

(委任)

第14条 この要領に定めるもののほか、窓口用封筒の無償提供に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。